

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。

取締役会の決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長を選定することができる。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長に差し支えがあるとき又は欠員のときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の少なくとも3日前に発する。

(取締役会の決議の省略)

第22条 本社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬等（会社法第361条に定める報酬等をいう）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任軽減)

第24条 本社は、取締役会の決議（会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう）によって、法令に定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。

本社は、社外取締役との間に、その責任について、1,000万円以上であらかじめ定める額又は法令に定める額のいずれか高い額を限度とする契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう）を締結することができる。

(執行役員)

第25条 取締役会の決議によって執行役員を定め、本会社の業務を分担して執行させることができる。

取締役会の決議によって代表取締役の中から社長を選定するほか、副社長執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の選任)

第26条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

(監査役の任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

(常勤の監査役及び常任監査役)

第28条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。また、常勤の監査役の中から常任監査役を選定することができる。

(監査役会の招集)

第29条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の少なくとも3日前に発する。

(監査役の報酬等)

第30条 監査役の報酬等(会社法第387条に規定する報酬等をいう)は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任軽減)

第31条 本会社は、取締役会の決議(会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう)によって、法令に定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。

本会社は、社外監査役との間に、その責任について、1,000万円以上であらかじめ定める額又は法令に定める額のいずれか高い額を限度とする契約(会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう)を締結することができる。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第32条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第33条 本会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。

以 上